かもだ岬温泉を ご利用ください

25日は風呂の日! 一般入浴料が 半額です!

かもだ岬温泉は県内屈指の天然温泉 です。ゆったりとおくつろぎください。



4月の休館日 5日(月)・12日(月) 19日月 • 26日月

問い合わせ かもだ岬温泉保養施設 ☎21-3030

阿南駅東側市営駐車場の 利用中止について

新型コロナウイルス感染拡大の影響等による利 用者数の減少や機器の老朽化等に伴い、令和3年 4月1日から当面の間、当駐車場の利用を中止させ ていただくこととなりました。当駐車場をご利用の 皆さまには大変ご不便をおかけしますが、ご理解を いただきますようお願いします。

問い合わせ まちづくり推進課 ☎22-1596

おくりもの

阿南市へ

●車いす1台(科学センターに設置) 県南軟式野球競技会様から公共施設 における福祉サービス充実のため

市立幼稚園・小中学校へ

●書籍「二十四の瞳」ほか 津乃峰町 橋本征介様から幼稚園お よび学校図書充実のため

消防本部へ

●金100万円

一般社団法人関西広域中四国&モン ゴル経済文化スポーツ交流協会代表 理事(共同代表)河内志郎様、三木康 弘様から消防用備品購入代として

> 以上、ご寄贈いただき ありがとうございました。

新型コロナウイルス対策 農業者支援金

阿南市では、新型コロナウイルス感染症の ため売上高が減少するなど、農業に支障が生 じている農業者を対象に支援金を給付します。

対象者 令和3年1月から5月までの間の任意 の連続する2カ月または5カ月合計の売上高 が平成31年(令和元年)同月と比較して20 万円以上かつ連続する2カ月の売上高が30 %以上減少していること。(他にも条件があ ります。)

※詳しくは、4月12日例以降市ホームページを ご覧ください。

支給額 20万円

申請書類 市ホームページからダウンロード していただくか、電話またはメールでご請求 ください。※提出は原則郵送です。

申請期間 4月12日(月)~7月30日(金)

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598 e-mail:nourin@anan.i-tokushima.jp

阿南市中小企業者 事業継続応援金

阿南市では、新型コロナウイルス感染症の ため事業収入が減少するなどの影響が長期間 に及んでいることにより、事業活動に支障が生 じている中小企業者を対象に応援金を給付し

対象者 令和2年の事業収入が令和元年の事 業収入と比較して20%以上かつ20万円以 上減少している中小企業者。(他にも条件が あります。)

※詳しくは、4月12日例以降市ホームページを ご覧ください。

支給額 10万円または30万円

申請書類 市ホームページからダウンロード していただくか、電話またはメールでご請求 ください。

申請期間 4月15日(水)~6月15日(火)

問い合わせ 商工政策課 ☎22-3290 e-mail:shoukou@anan.i-tokushima.ip

ふるさと活性21 活動補助金事業申請の受付

この事業は、地域づくり活動の推進を図る ことを目的として、自主的・主体的な取組に よる特色ある地域おこし活動を行う団体を 支援する補助金制度です。

対象事業

- ▶独自性・創造性に富み、かつ、地域間およ び人的な交流を図り、将来的に地域の活 性化につながると認められる事業
- ▶伝統文化の継承およびそれを生かした新 しい地域おこし事業
- ▶地域の活性化を目的としたソフト事業
- ▶環境改善を目的としたボランティア事業
- ▶地域づくりの先導的役割を担う人材育成 をめざした事業
- 申請方法 交付申請書(各公民館に備え付 け)に必要事項を記入の上、各公民館へ 提出してください。
- **受付期間** 4月1日(木)~5月31日(月)
- ※交付の可否等は、7月中旬ごろに通知す る予定です。

問い合わせ 生涯学習課 ☎22-3391

令和3年度 勤労青少年ホーム利用者募集

対象 市内に居住または勤務の25歳までの 勤労青少年(学生は除く)

受講料 無料(ただし、教材費、材料費は自己負担)

申込方法 勤労青少年ホーム備え付けの利用交付申請書 により、お申し込みください。

※本人確認書類(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

講座・クラブ名	曜日	時間
茶道(現在休止中)	火	19:00~21:00
ヨーガ	火	19:30~21:00
バドミントン	火	20:00~22:00
書道	水	19:00~20:30
着付け	水	19:00~21:00
生花	木	18:00~20:30
料理(現在休止中)	木	18:30~21:00
英会話	木	19:30~20:30
フットサル	木	20:00~22:00
卓球	金	19:00~21:00
テニス	不定期	不定期

- ※上記以外にもさまざまな短期講座やイベントがあります。詳 細は、随時勤労青少年ホームのホームページに掲載します。
- ※受付時間は平日13:00~20:00

申し込み・問い合わせ 勤労青少年ホーム ☎42-4572

令和3年 阿南市成人式の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により延期しておりました 「令和3年阿南市成人式」を、次のとおり開催します。

日 時 5月3日祝

第1部 10:00開式 (受付は9:00~)

対象は、桑野・橘・椿・新野・福井・那賀川・羽ノ浦地区です。

第2部 14:00開式 (受付は13:00~)

対象は、富岡・中野島・宝田・長生・大野・加茂谷・見能林地区です。



場 所 文化会館 夢ホール(富岡町西池田135番地1)

対象者 平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、出席を希望される方 ※令和3年阿南市成人式に関する最新情報は、随時、市ホームページに掲載しますのでご確 認ください。

YouTube「阿南市公式チャンネル」で、式典のようすをライブ配信します▶▶▶ チャンネル登録をお願いします



問い合わせ 生涯学習課 ☎22-3391

税務課からのお 知 らせ

実 ※

施

していますので、

公的証

明書申請時に本人確認を

書

(マイナンバー

-カード、

固定資産縦覧帳簿 (土地・家屋)の縦覧

問い合わせ

税務課庶務係

22 1 1

1

免許証等)をご持参ください

覧に供します。 (評価額) 和3年度の固定資産の価 を次のとおり縦

午前9時~午後5時 4月1日休~ 旦 祝日は除く 30 日金

定資産税担当窓口 市役所1階 税務課固

所

助成対象 くりを進めてみませんか。 ま し自らの手で魅力あるまちづ 次の2種類があり

事等) 興につながる営利を目的としな ベント・文化活動・スポーツ行 市民の自発的な活動 市 いる活性は を行う団体への助成 化 におよび 地 ?(地域イ 域の

持参物 的証

本人確認ができる公 (マイナンバーカー

明書

運

転免許証等)。

代理人

納税者または代理人 縦覧できる方

固定資産

税

歳までの方で、視察研修の体験 上在住し年齢が満10歳から49 が地域づくりの実践につながる

と考えられる方) への助成

手数料

縦覧帳簿の縦覧は無

場合は委任状も必要です。

料です。また、

名寄帳

(ご自

資産の一覧表)

の閲覧につい

身が納税義務者となっている

ても縦覧期間中は無料となり

合わせ

税務課固定資産

書(市民生活課市民活動支援助成を希望される方は、申請 出してください。 入の上、6月30日冰までに提 室備え付け)に必要事項を記 申請方法および交付の決定 と金額など詳細は基金運営委 助成の選考

証明書等の発行開始日

固定資産評価証明書

固定資産公課証明

活動支援室員会の審議な

、会の審議を経て決定します。

月1日休~

4月5日/月~

令和3年度

固定資産評価

年金相談 Q&A

20歳の学生ですが、収入がないので、 国民年金の保険料を支払うことができ ません。どうしたらよいのでしょうか。

所得の少ない学生が申請し、承認され ることで、保険料の納付が猶予される 学生納付特例制度があります。

学生の方で、納められないからといってそ のままにしておくと、将来年金を受給できな くなる恐れがありますので、納付が難しい場 合は学生納付特例を申請してください。申請 には、年金手帳、学生証の写しまたは在学証 明書、来庁者の本人確認書類、ご本人以外が 手続きされる場合は委任状が必要です。

また、学生納付特例が一度承認されると翌 年度以降、在学期間中は毎年4月ごろに、は がき形式の学生納付特例申請書が日本年金機 構から送付されますので、必要事項を記入の 上、返送してください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

あぶない! こんなに事故が

交通	事故	件 数 者 者	172 件 (359) 1 人 (2) 13 人 (31)
救	急	件 数 搬送人員	247 件 (528) 235 人 (492)
火	災	件 数	4件(6)

●阿南署管内令和3年2月分。カッコ内は1月からの累計。

水道課からのお知らせ

ふるさとづくり基

金

ふるさとづくり基金を活用

水道メーターの交換

水道メーターは、正確な計量・検針ができるよう計 量法に基づき有効期間が定められています。そのた め、有効期間満了前に交換作業を毎年実施していま す。ご協力をお願いします。

交換予定地区

宝田町、上中町、長生町、大野地区、加茂谷地区、桑 野地区、見能林地区、新野町、福井町、椿地区、橘町 交換予定期間 5月~令和4年2月

交換する際は各戸に事前に通知します。

▲ 水道メーターの検針

毎月1回、水道ご使用中のお客さまのご家庭や会社 等にお伺いして、水道メーターの検針を行っています。 スムーズな検針が行えるよう、ご協力をお願いします。

- ▶水道メーターは、いつも見やすくしておいてください。
- ▶メーターボックスの上に物を置かないようにしてく ださい。
- ▶メーターボックスの上に車など駐車しないようにし てください。
- ▶犬は放し飼いにせず、出入□やメーターボックスか ら離れた場所につないでおいてください。
- ▶家屋等の増改築時、メーターボックスが屋内や見え にくい位置にならないよう気をつけてください。(水 道メーターの移設等にかかる費用は、お客さまのご 負担となります。)

問い合わせ 阿南市水道料金お客様センター(水道課内) **☎**22-0587

南部健康運動公園 陸上競技場完成

去る3月20日に徳島県主催による完成式を実施 し、4月1日州から供用を開始します。



競技場仕様(第3種公認)

トラック 全天候舗装

100m×9レーン

400m×8レーン

障害物競走

フィールド 天然芝

サッカー1面(少年サッカー2面)

運営棟 約1,000人収容のスタンド

設備 夜間照明設備4基、写真判定装置

競技団体等予約・問い合わせ 南部健康運動公園管理棟 ☎26-1885

東京2020オリンピック 「聖火リレー」 交通規制のお知らせ

日程 4月16日金

東京2020オリンピックへの関心と期待を呼び起こす「聖火リレー」が実施されます。

本市では下記のとおり交通が規制されます。ご 協力をお願いします。



問い合わせ 特設コールセンター ☎088-655-7361(9:00~18:00)

スポーツ施設 4月の休館日

スポーツ総合センター(温水プール)5・12・19・26日那賀川スポーツセンター7・14・21・28日羽ノ浦健康スポーツランド5・12・19・26日県南部健康運動公園6・13・20・27日

体育施設使用申請受付窓口変更のお知らせ

受付場所の変更

次のとおり、4月1日休から受付窓口を変更します。

利用対象施設	変更後受付窓□					
刊用刘家爬取	受付施設名称	所在地	電話		受付時間	
羽ノ浦グラウンド		羽ノ浦町宮倉 沢田132番地	44-3000	4月~ 10月	火~土曜日	9:00~22:00
羽ノ浦小学校(学校開放) 体育館・グラウンド	 羽ノ浦健康 スポーツランド				日、月曜日および祝日	
岩脇小学校(学校開放) 体育館・グラウンド	7.03. 7.7.7.1			11月~3月		9:00~17:00
春日野体育館	勤労女性	羽ノ浦町春日野 1番地75	44-5611	8:30~22:00 (火曜日は休館のため受付不可)		
春日野グラウンド	センター					

受付時間の変更

利用対象施設	変更後受付時間		備考
武道館	火~木曜日	17:00~22:00	
以連路	金~日曜日、祝日	9:00~22:00	月曜日は休館のため
南部ふるさとふれあい運動公園 (福井グラウンド)	火~日曜日	9:00~17:00	受付不可

問い合わせ スポーツ振興課 ☎22-3394

補電助金 金申請を受付しまステム導入支援事 大 支援事業 発 発

金 額 ※募集件数に達した時点で受 **募集件数** 100件 付を終了します。 1件につき5万円

募集期間

4月1日休~

※店舗兼住宅、 ※郵送による応募は受付でき ません。 ンション等の集合住宅は対 アパート・ マ

※申請方法等、 象外です。 ームページをご覧ください。 詳しくは市 ホ

問い合わせ **22**−3413 環境保全課

||を受付します ||理浄化槽補助金由 ||^{令和3年度} 小型合件 金申請処

対象 項の事業計画に定めた区域、 条に規定する区域、 阿南市伊島 ならびに下水道法第4条第1 工事を完了できる方。(ただ 4年3月末までに浄化槽設置 住居用に設置する方で、 以下の小型合併処理浄化槽を 春日野地域下水道条例第4 プラント事業区域、 すでに着工されている方 市内において、 地区コミュニテ 阿南市西 10人槽 令和 さい。 に環境保全課に申請してくだ

11月30日伙 補助金額 管理上、当該施設に接続する ŋ 対象とすることができます。) ことができない場合は、 は除きます。なお、阿南市羽 例第4条に規定する処理区域 規定する区域および阿南市羽 ▼5人槽/6万6千円~ れたことに伴い令和2年度よ 活排水処理施設条例第4条に ノ浦農業集落排水処理施設の ノ浦農業集落排水処理施設条 補助金額が変更されました。 国の制度が改正さ 補助

33万2千円

▼6~7人槽 8 10 /6万6千円~ /6万6千円~ 54万8千円 41万4千円

しくは環境保全課までお問

午前8時30分~午後5時15分30日火(土、日、祝日除く) 申請方法 書類を添付の上、浄化槽設置 の範囲で決定します。 交付者の決定 申請期間 工事が始まる日の8日前まで い合わせください。 (環境保全課備え付け)に必要 補助金交付申請書 4月1日休~11月 申請順に予算

市パストラルゆたか野団地生 4条に規定する区域、 日野生活排水処理施設条例 ※必要書類等、 1 ムページをご覧ください。

問い合わせ **2**22−3413 環境保全課

詳しくは市

ホ

申請を受付します 和3年度 、直接支払交付
 な年度 環境保全型

農活動を、 せて行う地球温暖化防止、生5割以上低減する取組と合わ 支援します。 物多様性保全に効果の高い営 化学肥料・化学合成農薬を 取組面積に応じて

支援単価(10a当たり) 対象者 農業者団体等

②有機農業(そば等雑穀、 ①有機農業(そば等雑穀、 ※このうち、炭素貯留効果の高 作物以外):1万2000 に限り、2000円を加算。 い有機農業を実施する場合 餇 丏 料

●耐震改修支援事業

補助上限 100万円 予定戸数 27戸(先着)

●耐震シェルター設置支援事業

補助上限 80万円 予定戸数 3戸(先着)

●住まいのスマート化支援事業

耐震改修または耐震シェルターと併せて行う 要件 スマート化工事(スマートロック設置等を伴う省工 ネ化・バリアフリー化工事)

補助上限 30万円 予定戸数 30戸(先着)

●住替え支援事業

昭和56年5月31日以前に着工かつ耐震診断 評点が0.7未満と判定され、居住する住宅の全て を除却する工事等

補助上限 30万円 予定戸数 12戸(先着)

- ※詳しくは、市ホームページをご覧い ただくか、お問い合わせください。
- ※右の2次元コードから市ホームペー ジにアクセスできます。



222-3431 問い合わせ 住宅課

住宅リフォーム 補助等のお知らせ

その他、詳しくは

お問い合わ

せください。

※支援内容については、

の可能性があります。

6月30日休

④カバークロップ:6000

③堆肥の施用:4400

料作物):3000円

●あなんぐらし支援事業

問い合わせ 申請期限

農林水産課

222−1598

市内に本店または支店等の事業所がある施工業者 に依頼して行うリフォーム等の一部(上限15万円) を補助します。移住者には上限15万円、空家利用 には上限35万円の加算があります。

4月1日(水)から90戸のうち80戸の抽選 前期申込 受付をします。受付期限は、5月31日川までとし、 発表は6月中旬までに市ホームページ、本人宛通 知にてお知らせする予定です。 なお、後期申込は 6月以降を予定しています。(10戸程度)

耐震診断

要件 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅 自己負担額 3,000円 **予定戸数** 100戸(先着)

【徳島県後期高齢者医療制度】 保険料のお知らせ

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しや政令・条例等改正により、令和3年度から基礎控除額・均等 割額の軽減割合等の見直しが行われています。また、下記の計算方法で算出された保険料は、所得の低い方 および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、軽減制度があります。

被保険者に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医 療に要する費用に充てることとなっています。被保険者の皆さまには、ご負担をお掛けしますが、何とぞご理解 を賜りますようお願い申し上げます。

保険料の計算方法(令和3年度)

+

保険料

※100円未満切り捨て、 上限額64万円

均等割額 55,000円

※被保険者が等しく負担

所得割額

基礎控除(43万円)後の総所得金額等

(令和2年度:基礎控除 33万円)

X

所得割率 10.28%

※被保険者の所得に応じて負担

保険料の軽減(令和3年度)

◆<mark>均等割額の軽減</mark>…世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合			
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和2年度:33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない)	7割			
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和2年度:33万円以下)	7割 (令和2年度: 7.75割)			
43万円+「28万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和2年度: 33万円+「28万5,000円×世帯の被保険者数」以下)	5割			
43万円+「52万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和2年度:33万円+「52万円×世帯の被保険者数」以下)	2割			

◆被用者保険の被扶養者であった場合の軽減…後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保 険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、均等割額が5割軽減されます。 ただし、上記の7割軽減に該 当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

均等割額の軽減割合 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってからの2年間) 5割

保険料のお支払い

令和3年度の保険料が年金から差し引かれる方は、4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確 定していないため、仮に算定した保険料額をお支払いいただきます。

前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10 月分以降の年金からお支払いいただきます。

また、4月分の年金から差し引かれていない方は、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。

問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課 ☎088-677-3666 〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1 http://www.koukikourei-tokushima.jp/ 保険年金課 高齢者医療係 ☎22-8064 http://www.city.anan.tokushima.jp